

男女共同参画審議会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、男女共同参画審議会規則（平成14年兵庫県規則第39号）（以下「規則」という。）第8条の規定により、男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会長又は部会長は、会議を招集しようとするときは、その開催期日の7日前までに委員に通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(会議の公開)

第3条 会議（部会を含む）は公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報について審議等を行う場合
 - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(会議録)

第4条 会議を開いたときは、議事の概要を作成する。

- 2 議事の概要は公開する。なお、公開にあたっては、個人情報の保護に留意するとともに、前条ただし書きに該当する事項は除く。

(委員以外の出席)

第5条 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を述べ、又は説明させることができる。

(文書による意見の開陳等)

第6条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の求めに応じて、会議において、文書又は代理者の出席により、その意見を開陳することができる。

- 2 前項の規定により、会議において、その意見を開陳した場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(文書による議決への参加等)

第7条 委員は、会議に出席できない場合であっても、会長又は部会長の許可を受けたときは、会議において、文書又は代理者の出席により、議決に加わることができる。

- 2 前項の規定により、会議において、議決に加わる場合には、当該委員の出席があったものとみなす。

(その他)

第8条 全体の企画調整については、審議会でも検討するほか、必要に応じて、会長、部会長等による会議を開催することができる。

附 則

この規程は、平成14年9月13日から施行する。